

湯河原町上下水道経営審議会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和 43 年湯河原町条例第5号）第5条第2項の規定に基づき設置された湯河原町上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業の経営に関する事項につき、湯河原町長（以下「町長」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者及び下水道使用者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係の有る者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。